

「摂南大学看護学研究」発行規定

教授会承認（2021年3月18日）

（発行目的）

第1条 看護学部は教員の研究成果の発表を目的として、紀要「摂南大学看護学研究」（以下、本誌という）を発行する。

（編集委員会）

第2条 本誌を発行するため、摂南大学看護学部紀要・倫理委員会（以下、紀要委員会という）を置く。
2 紀要委員会は本規定の趣旨に従い、編集発行に関する業務を行う。

（紀要委員および紀要委員長）

第3条 紀要委員会は看護学部長により委嘱された委員若干名で構成し、委員長は委員から選出する。
3 紀要委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（発行回数・時期）

第4条 本誌は、原則として年1回、3月に発行する。

（投稿筆頭者の資格）

第5条 投稿資格者は次の者とする。

- （1）本学部において教育および研究に携わる者。
 - （2）共著の場合には、少なくとも1名は上記（1）の資格を有する者でかつ筆頭者であることを要す。
 - （3）本学看護学研究科修士課程在籍者および修了者。
 - （4）その他（紀要委員会が認めた者）
- 2 前項（3）による投稿資格者の投稿は、本学看護学研究科修士課程在籍時の指導教員との連名による場合のみ認めるものとする。

（著作の種類等）

第6条 本誌に掲載する著作は次のように分類し、そのいずれかに該当するものに限る。

- （1）論壇 看護学に関わる問題や話題のうち、議論が交されつつあるものについて今後の方向性を指し示すような著述や提言。
 - （2）総説 看護学に関わる特定のテーマについて多面的に内外の知見を集め、また文献等をレビューして、当該テーマについて総合的に学問的状況を概説し、考察したもの。
 - （3）原著論文 研究論文のうち、研究そのものが独創的で、新しい知見が論理的に示されており、看護学の知識として意義が明らかであるもの。
 - （4）研究報告 資料的価値が高く、研究結果の意義が大きく、看護学の発展に寄与すると認められるもの。
 - （5）寄稿など紀要委員会が企画するもの。
 - （6）その他 看護学あるいは看護学の研究に関する見解等で、編集委員会が適当と認めたもの。
- 2 人を対象とした研究は、倫理委員会等の手続きを経ること。

(原稿および制限枚数)

第7条 本紀要に発表する原稿は他に未発表のものに限る。

- 2 投稿者は原稿提出に際し、当該著作が第6条に定める分類のいずれに該当するかを明示するものとする。
- 3 原稿は原則として、Wordで作成したものをPDF電子ファイルで提出する。
- 4 原稿はA4判横書きとし、用語は日本語、英語とする。日本語の場合は1行の文字数を36文字、1ページの行数を28行(約1,000字)として、適切な行間を空ける。英文の場合は、A4紙にダブルスペースで記載された原稿を提出する。
- 5 原稿1編は、本文、文献、図表を含めて下表の枚数以内とする。これを超える場合は紀要委員会の了解を得て原稿を提出することができる。

	原稿
論壇	8枚以内(8,000字以内)
総説	16枚以内(16,000字以内)
原著論文	16枚以内(16,000字以内)
研究報告	16枚以内(16,000字以内)
その他	12枚以内(12,000字以内)

- 6 図、表および写真は、図1、表1、写真1などと通し番号を付けて、本文との関連が分かるように整理するものとする。

(原稿の受付および審査)

第8条 原稿の受付日は、原稿が紀要委員会に提出された日とし、紀要委員会が定める日をもって提出期限とする。

- 2 紀要委員会は委員会の議を経て2～3名の査読者を定め、委員長が査読を依頼する。なお、専門性に応じて査読を学外の者に依頼することがある。
- 3 紀要委員会は査読者の意見を参考に原稿の掲載の適否、原稿の種類、及び掲載順を決定する。
- 4 学外の者に査読を依頼する場合に限り、必要に応じて5,000円相当の謝礼を渡すことができる。
- 5 査読者は査読の結果を査読報告書に記載し委員長に提出しなければならない。

(発行関係者の責務—利益相反)

第9条 本誌発行関係者の責務を次のとおりとする。

- (1) 原稿について最終決定を下す紀要委員は、利益相反やその可能性のある原稿が審査対象となった場合、審査及び決定を辞退する。また、原稿に対する作業を通じて得た情報の開示や私的利益のための流用をしてはならない。
- (2) 査読者は、原稿に対する見解にバイアスを生じる可能性がある場合は、査読を辞退しなければならない。また、査読した研究から得た知識を本誌発行に先立って流用してはならない。

(校正)

第10条 校正は投稿者の責任において行う。

(著作権移譲とリポジトリ掲載)

第11条 著作権は摂南大学看護学部に属し、リポジトリ掲載についても了承したものとする。掲載論文は原

則として本学学術機関リポジトリに掲載する。ただし、投稿者自身は自らの著作物の全文または一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用することができる。

(著者資格)

第12条 掲載論文の著者資格は以下のとおりとする。

- (1) 投稿論文の著者とは、投稿された論文に重要な知的貢献をした者であり、以下の基準のいずれかを満たす。
 - ・研究の構想またはデザイン、あるいはデータ収集、分析、解釈に実質的な貢献をした。
 - ・論文の起草、または重要な知的内容にかかる批判的推敲を行った。
 - ・投稿原稿の最終承認を行った。
 - ・研究のあらゆる部分について、その正確性または公正性に関する疑義が適切に調査され、解決されることを保証し、研究のすべての側面について説明責任を負うことに同意した。
- (2) 上記の著者資格に当てはまらない貢献者は、謝辞に記載する。

(投稿者の利益相反)

第13条 投稿者は当該研究の遂行や論文作成における利益相反の状況について開示しなければならない。

付則

1. この規定は、2012年4月3日から施行する。
2. この改定規定は、2013年4月1日から施行する。
3. この改定規定は、2014年4月1日から施行する。
4. この改定規定は、2017年4月1日から施行する。
5. この改定規定は、2019年7月1日から施行する。
6. この改定規定は、2020年8月1日から施行する。
7. この改定規定は、2021年4月1日から施行する。
8. この規定の改定は紀要委員会の意見を聞き、看護学部長が行う。